

(3) 新型コロナウイルス感染症対策としての幼稚園・保育園等の対応について

令和2年7月20日現在

ア 幼稚園

(ア) 幼稚園（公立）

- ・臨時休業の期間等：3月2日から5月31日まで（春休み含む）
- ・5月から段階的に分散登校を行った。
- ・預かり保育は、6月の利用は就労及び緊急のみ、7月1日から通常とした。

(イ) 幼稚園（私立）

- ・野間自由幼稚園、伊東聖母幼稚園は自主登園とした。

イ 保育園（小規模保育事業所含む）（公立・私立）

- ・登園自粛要請期間：4月7日から5月31日まで
上記期間は、保育料を日割り計算により減額した。
- ・休日保育の一時休止：4月19日から5月31日まで
日曜日、祝日の休日保育を一時休止とした。

ウ 放課後児童クラブ

- ・臨時休業の期間等：5月21日
（市内に新型コロナウイルス感染者が確認されたことによる閉所）
- ・特別開所に伴う人的体制の確保について
- ・派遣職員を希望したクラブに、職員等の派遣を行った。
3月～4月：4クラブに幼稚園の指導員7人を派遣
5月：1クラブに各小学校に在籍する市費雇用支援員2人を派遣

エ 子育て支援センター

- ・臨時休業の期間等：3月1日から5月31日まで
- ・6月からは、段階的に通常運営とした。